

転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会開催要綱

1 趣旨・目的

国は、第三次産業における労働災害防止対策を第13次労働災害防止計画における重点事項の1つに位置付け、その推進を図ってきたところであるが、計画期間中を通して労働災害は増加しており、特に増加が顕著な小売業や介護施設等を中心に、その対策の見直しが喫緊の課題となっている。中でも大きく増加している「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった「行動災害」については、骨折や後遺症を伴う重大なものが散見される、対策が重要な災害である一方、その発生メカニズムは労働者の個人要因の影響も大きいため、従来型の災害と同様の対策では、十分な成果を挙げることができていない状態にある。

このため、関係者や有識者の参画を得て、転倒防止・腰痛予防対策の在り方及び具体的な対策の方針について、規制の見直しも念頭に置いた検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 転倒防止や腰痛予防に効果的な啓発の在り方について
- (2) 今後の具体的な転倒防止対策の在り方について
- (3) 今後の具体的な腰痛予防対策の在り方について
- (4) 転倒防止や腰痛予防のために必要な環境整備の在り方について
- (5) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会には必要に応じ、別紙構成員に加えて、新たな構成員の参集を依頼できるものとする。
- (4) 本検討会には必要に応じ、関係者からヒアリングを行うことができるものとする。
- (5) 本検討会には必要に応じ、作業部会を開催することができるものとする。

4 その他

- (1) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等により、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することともできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び労働衛生課において行うものとする。

転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会構成員名簿（令和4年6月13日）

新井 貞男 医療法人社団緑生会あらい整形外科院長

井上 智博 日本商工会議所・東京商工会議所産業政策第二部調査役

今村 文典 公益社団法人日本介護福祉士会副会長

小澤 信夫 一般社団法人全国スーパーマーケット協会調査役(青森中央学院大学大学院客員教授)

河津 雄一郎 株式会社平和堂健康サポートセンター統括産業医

桑原 正廣 日本チェーンストア協会労働委員会委員

小菅 元生 日本労働組合総連合会労働法制局長

島田 行恭 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所リスク管理研究グループ部長

鈴木 重也 一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長

○高田 礼子 聖マリアンナ医科大学主任教授

津下 一代 女子栄養大学特任教授

信澤 真由美 公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護人材対策委員会委員

山崎 茂治 UA ゼンセン総合サービス部門執行委員

(五十音順、敬称略、○は座長)